第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計 監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14年以降、世界各国で 会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum)(注)主催により、平成 16 年9月に第1回監査人監督者会議がワシントン D. C. において非公式に開催され、我が国を含む9か国(日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール)が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成 18 年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators:以下、「IFIAR」)の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会により、平成 19 年3月に東京で開催され、22 か国の監査監督当局が参加した。その後、平成 27年3月までに14回の会合が開催されており、IFIAR 加盟国数は、平成 27年3月時点で51 か国・地域となっている。

審査会は、IFIAR における活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督 当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を 行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・ 充実に努めている。

(注) FSF は、平成 21 年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合(ロンドン・サミット)の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)に再構成されている。

2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

(1)組織等

ア 目的

IFIAR は、憲章 (Charter) において、以下を活動目的としている。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や 監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を

形成すること。

イ組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合(plenary meeting)において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会(Advisory Council)が設置されている。平成 27 年 3 月末現在、諮問委員会はアブダビ、オーストラリア、カナダ、フランス、シンガポール、スリランカ、イギリスの 7 か国で構成されている。

また、IFIARには、平成27年3月末現在、6つのワーキング・グループが設けられており、それぞれの目的等は以下のとおりである。

(ア) 6大監査ネットワーク・ワーキング・グループ

6大監査ネットワーク(注)とグローバルな監査の品質管理のあり方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

(注) 6 大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定主体との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑚と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、 IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

(エ)投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書のユーザーである投資家及びその他利害関係者と、監査 品質、監査報告書のあり方等について対話することを目的としており、 IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っ ている。

(オ) 国際協力ワーキング・グループ

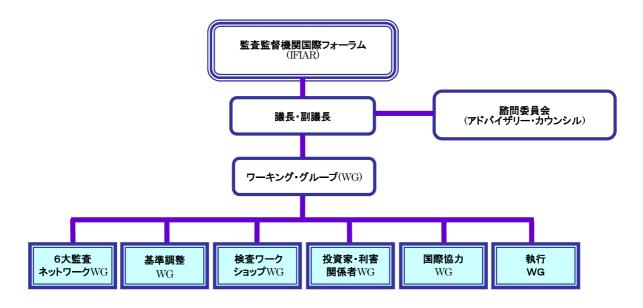
監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としている。

(カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査 監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組 について情報交換等を行うことを目的としている。

(注) 平成25年7月の設立以降、日本が議長を務めている。

≪IFIAR の組織図≫



(2) IFIAR の主要な取組みと日本の貢献

ア 本会合

• 第 14 回会合 (ワシントン D. C. 会合)

平成26年4月7日から4月9日の日程で、米公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board) の主催で開催された。

当該会合では IFIAR 恒久的事務局の設立が議論されたほか、監査法人の経済・ビジネスモデルや監査品質を評価する上での課題等について議論が行われた。また、我が国から、株式会社東芝監査委員会議長の村岡富美雄氏を投資家代表として推薦し、同氏に会合へ参加頂いた(P148 資料 4 - 1、P149 資料 4 - 2 参照)。

≪監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)本会合開催実績≫

	期間	場所	参 加 当 局
第1回	平成 19 年 3 月 22 - 23 日	東京	22 か国・地域
第2回	平成 19 年 9 月 24 - 25 日	トロント	21 か国・地域
第3回	平成 20 年 4 月 9~11 日	オスロ	22 か国・地域
第4回	平成 20 年 9 月 22~24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第5回	平成 21 年 4 月 27~29 日	バーゼル	30 か国・地域
第6回	平成 21 年 9 月 14~16 日	シンガポール	29 か国・地域
第7回	平成 22 年 3 月 22~24 日	アブダビ	30 か国・地域
第8回	平成 22 年 9 月 27~29 日	マドリッド	37 か国・地域
第9回	平成 23 年 4 月 11~13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26~28 日	バンコク	29 か国・地域
第11回	平成 24 年 4 月 16~18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1~3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15~17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7~9 日	ワシントンD.C.	44 か国・地域

イ 中間会合

平成25年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている(平成26年はトロントで開催)。

ウ 6大監査ネットワーク・ワーキング・グループ

監査法人の収益構造の変化、人材戦略、国際的監査事務所のネットワークのガバナンス等を含む、監査法人のビジネスモデルについて活発に議論が行われた。また、グローバルに展開している多国籍企業の本社や海外子会社等のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人(メンバーファーム)に対する各国監査監督当局による初の国際的な協同検査を、日本が主導して実施した。

エ 検査ワークショップ

第1回 IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における 課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認 された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整 により、毎年開催されている。

今年度は、平成27年3月2日から3月4日の日程で、英国財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)の主催により開催され、日本を含め37か国・地域から140名以上の検査官等が参加した。

≪IFIAR 検査ワークショップ開催実績≫

※11 1/10 快量プープンコンプ間間入機グー				
	期間	場所	参 加 当 局	
第1回	平成 19 年 5 月 30 • 31 日	アムステルダム	22 か国・地域	
第2回	平成 20 年 1 月 29 - 30 日	ベルリン	20 か国・地域	
第3回	平成 21 年 2 月 11~13 日	ストックホルム	25 か国・地域	
第4回	平成 22 年 2 月 9~12 日	パリ	31 か国・地域	
第5回	平成 23 年 2 月 23~25 日	ワシントン	30 か国・地域	
第6回	平成 24 年 3 月 5~7 日	アブダビ	32 か国・地域	
第7回	平成 25 年 3 月 4~6 日	チューリッヒ	38 か国・地域	
第8回	平成 26 年 3 月 10~12 日	クアラルンプール	36 か国・地域	
第9回	平成 27 年 3 月 2~4 日	ロンドン	37 か国・地域	

(3) 恒久的事務局誘致への対応状況

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、平

成26年4月、ワシントン本会合において恒久的事務局設立が議論され、その後、IFIARメンバー当局に対し事務局の立地国に係る募集が行われた。

審査会は、IFIAR に対する中長期的な貢献、日本のプレゼンス向上の観点から、東京への恒久的事務局の誘致を目指して立候補を行い、平成 27年1月、審査会ウェブサイトにおいて立候補の旨を公表した (P150 資料4-3参照)。これを受け、平成 27年4月までに、国内外の民間団体より、恒久的事務局の東京誘致を支持する旨のプレスリリースが公表された (P151 資料4-4参照)。

(注) 恒久的事務局の東京誘致を支持するプレスリリースを公表した民間団体 日本取引所グループ、日本公認会計士協会、全国銀行協会、日本経済団体連合会、 経済同友会、日本監査研究学会、国際銀行協会(IBA)、在日米国商工会議所(ACCJ)、 欧州ビジネス協会(EBC)、米日経済協議会(USJBC)、日米経済協議会(JUSBC)

審査会及び金融庁は、IFIARの政策的議論への貢献強化、IFIARメンバー 当局への働きかけ、IFIAR関連会合の東京開催(平成27年10月予定)等 を通じ、恒久的事務局の誘致活動を展開している。

3. 二国間での協力

各国当局等との意見交換

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続きの品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルに効率的で効果的な監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR 会合及び各ワーキング・グループへの参加を通じて、各国当局との知見の共有及び連携強化を積極的に図っている。その他、IFIAR における活動以外にも、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、二国間ベースで各国の監査監督当局等との意見交換を随時行い、各当局との協力関係の構築・充実に努めている。

また、審査会及び金融庁は、平成26年5月23日に英国財務報告評議会(FRC)との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となった(P159資料4-5参照)。

さらに、平成26年6月11日、審査会及び金融庁は、平成21年9月14日に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(注)に基づき、オランダ金融市場庁(AFM)との間で相互依拠を確認し、外国監査法人等に関する監査監督について、原則として、相互に依拠する旨を公表した(P166資料4-6参照)。

(注)一定の要件((1)外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が 国と同等であること、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られる こと、(3)相互主義が担保されること)が満たされる場合には、原則として、当該外 国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしてい る。

(参考) 平成 25 年度までの書簡交換の実績

- ① 平成 23 年 10 月 6 日 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ② 平成 24 年 3 月 23 日 カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ③ 平成 24 年 10 月 3 日 マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ④ 平成 25 年 3 月 19 日 オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets)
- ⑤ 平成 25 年 8 月 2 日 ルクセンブルク金融監督委員会(CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)

4. 審査会設立 10 周年記念国際カンファレンスの開催について

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士・監査法人の検査のみならず、その知見を生かし、IFIAR をはじめとする国際的な議論にも積極的に参加してきた。こうした取組みの一環として、平成 27 年 3 月 12 日、審査会は設立 10 周年を記念した国際カンファレンスを開催し、アジア、欧米等の監査監督当局、証券監督当局、国際機関等を含め、25 か国・地域から約 200 名の出席があった。

本カンファレンスでは、「監査の質及び監査の役割~コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて」というテーマの下、3つのパネル・ディスカッション(①コーポレート・ガバナンス強化に向けた外部監査の役割、②金融システム安定に向けた外部監査の役割、③監査監督当局及び市場監督当局による監査の質の向上に向けた国際的な取組み)を開催し、監査の質の向上に向けた有益な議論が行われた(P173 資料4-7参照)。

5. 今後の課題

(1) 各国の監査監督当局との連携強化

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表 監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけ るクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の 品質確保が課題となっている。この中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理のあり方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

このような観点から、IFIAR 等の場での多国間連携及び各国の監査監督 当局との二国間連携がますます重要となっている。このため、引き続き IFIAR の活動に積極的に参画するとともに、国際会議等の機会を捉えて、我が国としての関心事項及び審査会の活動等を通じて得られた知見を各国 当局と共有するとともに、これら各国当局と二国間でグローバルな課題について意見交換し、問題意識の共有を直接行う必要がある。特に、日本企業が多く進出するアジア地域においては、グループ監査の検証等の観点から、IFIAR 未加盟当局も含めた各国当局との連携強化が課題である。

また、意見交換等の成果については、関係者間の速やかな情報共有及び 審査会の事務運営における積極的活用を図っていく必要がある。

監査監督当局間の情報交換の枠組み構築についても、その締結に向け引き続き積極的に交渉を進めるとともに、構築した枠組みをより具体的に活用できるよう、各当局と密なコミュニケーションを取り、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

(2) 会計・監査制度を巡る国際的動向への対応

会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、国際機関等での議論を注視し、金融庁の関係部局はもとより、協会や証券取引所など関係機関とも幅広く連携を図りつつ適時の情報収集に努め、関係者間の速やかな情報共有を図る必要がある。さらに、議論の内容が監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響及び構ずべき措置等についての分析・検討、監査事務所に対する審査及び検査への反映等について、必要な対応を適時的確に実施していくことが重要な課題と考えている。

(3) IFIAR 恒久的事務局誘致に向けた活動

近年資本市場や経済が順調に成長し、今後も成長が見込まれるアジア地域には、依然、IFIARに未加盟の当局が多く存在している。IFIAR恒久的事務局を東京に誘致することにより、アジア地域からの更なるIFIAR加盟を促し、監査の国際的な議論におけるアジアのプレゼンスを向上させるとともに、「日本再興戦略」に掲げられた東京の国際金融センターとしての地位確立にも貢献し得ると考えられる。

以上を踏まえ、日本として IFIAR 恒久的事務局の東京誘致に向けた活動を継続し、引き続き IFIAR メンバーへの働きかけを行うとともに、誘致に関する日本の提案内容の精緻化、関係機関との協議を実施することが重要である。